

報告第12号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年12月2日提出

逗子市長 平 井 竜 一

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、工事請負契約の変更について、次のとおり専決処分する。

平成28年10月13日

逗子市長 平 井 竜 一

平成28年2月25日議案第4号をもって工事請負契約の締結について議決を得た（仮称）療育・教育の総合センター改修工事について、設計変更及びしゅん工期限変更の必要性が生じたため、次のとおり変更する。

- 1 契 約 金 額 変更なし
- 2 しゅん工期限 変更前 平成28年10月31日  
変更後 平成28年11月19日
- 3 契約の相手方 神奈川県横浜市南区花之木町二丁目26番地  
馬淵建設株式会社  
代表取締役 馬淵 圭雄